

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

由利本荘医師会病院介護医療院

1. 基本理念

由利本荘医師会病院の基本理念と内容を同じくする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護医療院は感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が生活する環境は感染症が拡大しやすい。

施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には迅速かつ適切な対応に努める必要がある。

施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体で取り組む。

3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的方針

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のため、担当者を定め施設全体で取り組む。

1) 平常時の対応

(1) 施設内の衛生管理

当施設では、感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努める。また、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めると共に、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃、消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めることとする。

(2) 介護・看護ケアと感染症対策

由利本荘医師会病院の院内感染防止対策と同じくする。

2) 発生時の対応

(1) 感染症ごとの対応については、由利本荘医師会病院の院内感染対策マニュアルに準じた対策を実施する。

下記の場合は迅速に由利本荘市の保健所へ報告し、発生時対応等の指示を仰ぐこととする。

(2) 報告が必要な場合

ア. 同一の感染症若しくは食中毒による、またはそれによると疑われる死亡者または、重篤患者が1週間に2名以上発生した場合。

イ. 同一の感染症若しくは食中毒による、またはそれらが疑われる者が10名以上、または全利用者の半数以上発生した場合。(人数はある時点において発生した人数であって、累積の人数では無い)

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

エ.由利本荘市への報告書式は市の指定様式とする。

4.感染症・食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

委員会については、由利本荘医師会病院の院内感染防止対策委員会・院内感染実行委員会と一体的に設置、運営する。

5.感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の為の研修

- 1) 定期的な教育（年2回以上）を開催すると共に、新規採用時には必ず感染対策研修を実施する。
- 2) 外部の委託業者（清掃等）にも施設の指針が周知されるようにする。
- 3) 研修の実施内容について記録する。
- 4) 研修は施設内のもので良いが、由利本荘医師会病院介護医療院の職員全体が対象の院内研修会への参加もカウントできることとする。

6. 感染症・食中毒の予防及びまん延の防止の為の訓練

- 1) 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練（シミュレーション）を定期的に（年2回以上）行う。
- 2) 訓練の実施方法については、机上を含め手法は問わないものの、机上及び実施するものを適切に組み合わせながら実施できるようにする。
- 3) 上記訓練の内容は記録しておく。

令和5年4月1日より施行